

# 一般財団法人日本バックギャモン協会会員規約

(総則)

## 第1条 目的

本規約は、一般財団法人日本バックギャモン協会（以下「JBS」という。）の運営において、JBS定款第46条に定める維持会員に関し、JBSと会員との関係を定めるものである。

## 第2条 会期

会期は、毎年1月1日から12月末日までとする。

(会員区分)

## 第3条 会員種別

維持会員の種別は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 一般会員
- (2) 創設会員
- (3) 法人会員
- (4) 特別会員

## 第4条 一般会員

一般会員とは、JBSの維持および発展のため、第8条に定める年会費を納入する個人の会員をいう。次の種別に分類され、いずれも第10条に定める会員特典を受けることができる。

### (1) 正会員

通常の会員をいう。

### (2) 賛助会員

JBSの活動を賛助する目的で、正会員よりも高額の年会費を納入する会員をいう。

### (3) 準会員

年会費を減免し、一部の会員特典の権利が制限される会員をいう。

### (4) U25会員

会期開始時点で25歳以下の会員をいう。26歳になった翌会期以降、会員種別を再選択の上、会員資格を継続することができる。

### (5) U15会員

会期開始時点で15歳以下の会員をいう。16歳になった翌会期以降、U25会員を選択の上、会員資格を継続することができる。

## (6) 家族会員

会員の配偶者、会員の一親等の親族（親または子）、または当該親族の配偶者である会員をいう。前段に定める要件に該当しなくなった場合は、翌会期以降、会員種別を再選択の上、会員資格を継続することができる。

## 第5条 創設会員

創設会員とは、JBSの維持および発展に多大な貢献を行う目的で、第9条に定める寄付金を納入する個人の会員をいう。寄付金額に応じて次の種別に分類され、いずれも第10条に定める会員特典および第11条に定める創設会員特典を受けることができる。

- (1) ダイヤモンド会員
- (2) サファイア会員
- (3) プラチナ会員
- (4) ゴールド会員
- (5) シルバー会員

寄付は随時受け付けるものとし、会員資格を喪失した者であっても、再度の寄付により改めて創設会員になることができる。

## 第6条 法人会員

法人会員とは、JBSの理念および活動内容に賛同し、相互の発展が期待できる組織であり、理事会が入会を承認したものをいう。法人会員は、各会期において、一口1万円、かつ5口以上の寄付金を納入するものとし、寄付金額に応じて、第10条に定める会員特典を受ける個人を登録することができる。登録人数は、最初の5口につき1名とし、その後は1口増えるごとに1名を追加することができる。

## 第7条 特別会員

特別会員とは、JBSの発展に特に寄与し、その功績を認めて、理事会が承認した個人の会員をいう。特別会員は、年会費が免除され、理事会が個別に定めた特典を受けることができる。

(会員拠出金)

## 第8条 年会費

一般会員の年会費は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 正会員：9,000円

- (2) 賛助会員：15,000円
- (3) 準会員、U25会員、家族会員：3,000円
- (4) U15会員：1,500円

年会費は、毎年11月末日時点で在籍している会員を対象に、翌会期分を登録済みの決済手段により徴収するものとする。翌会期への会員資格の継続は自動的に更新されるものとし、継続を希望しない場合は、11月末日までにJBSへ退会申請を行わなければならない。

なお、当該会期の6月1日から11月末日までの間に入会した会員の年会費は、前各号に定める年会費の2分の1の額とする。また、12月1日以降に入会した会員については、当該会期および翌会期の会員資格を有するものとする。

## 第9条 寄付金

創設会員の寄付金は、次の各号に定めるものとする。

- (1) ダイヤモンド会員：1,280,000円
- (2) サファイア会員：640,000円
- (3) プラチナ会員：320,000円
- (4) ゴールド会員：160,000円
- (5) シルバー会員：80,000円

なお、会期の途中に寄付金を納入し、一般会員から創設会員へ移行した場合は、当該会期の年会費の返金を行わない。

(会員特典)

## 第10条 会員特典

すべての会員が受けられる特典は、次の各号に定めるものとする。ただし、第1号、第3号および第7号の特典は、準会員には適用しないものとする。

- (1) タイトル戦・大会の出場資格
- (2) 公認レーティング戦の実施
- (3) 公認レーティングの取得および公開
- (4) 会員限定サイト「eJBS」の利用
- (5) 会報の電子版受信
- (6) 日本代表選手選考対象の資格
- (7) 公認例会の主催
- (8) 一部公認例会における割引の適用
- (9) JBSショップで販売する一部商品における割引の適用

## (10) 公認段級位の申請資格

### 第11条 創設会員特典

創設会員が受けられる特典は、次の各号に定めるものとする。ただし、第5号以降の特典は、ダイヤモンド会員、サファイア会員およびプラチナ会員に限り適用する。

(1) 年会費の免除

(2) 交流タイトル戦「棋聖戦」の出場資格

(3) 会報バックナンバーの閲覧

(4) 会報および公式サイトにおける創設会員の顕彰

実施は任意とし、希望しない場合は行わないものとする。

(5) JBS主催大会におけるVIPルームおよびサービスの利用資格

ルームの提供有無およびサービス内容は、各大会の実行委員会が決定する。

(6) JBS登録プロレッスン制度の無料利用

ダイヤモンド会員は8時間、サファイア会員は4時間、プラチナ会員は2時間とする。

(7) 家族会員の無料登録

ダイヤモンド会員は2名、サファイア会員およびプラチナ会員は1名まで、一般会員を無料で登録することができる。登録する個人は会期ごとに変更することができる。

(8) 特製ダブリングキューブの贈呈

特典は、寄付実施日より直ちに適用されるものとする。特典の適用期間は、ダイヤモンド会員、サファイア会員およびプラチナ会員については生涯とする。ゴールド会員については寄付実施日を含む会期10期、シルバー会員については寄付実施日を含む会期5期とする。ただし、寄付実施日が12月1日以降である場合は、翌会期を起算点とした会期末日を適用期限とする。

### 第12条 会報

会報は毎月、電子版およびカラー紙面版が発行され、会員・非会員を問わず購読することができる。各会期における購読料は次の各号に定めるものとする。ただし、会期中途から購読を開始した場合は、当該会期について月割とする。

(1) 電子版

会員：無料、非会員：3,000円

(2) カラー紙面版

会員および非会員：12,000円

### **第13条 日本代表**

JBSは、世界大会に派遣する日本代表選手について、都度選考を行い、選出するものとする。会員は、JBSが定める方法により、希望する大会の日本代表選手選考に応募することができる。日本代表選手の募集、選考その他必要な事項については、別途定める「バックギャモン日本代表選手選考規程」によるものとする。

### **第14条 公認例会**

JBSは、バックギャモンの普及および会員活動の促進を目的として、公認例会を設置する。会員は、JBSが定める方法により、公認例会の主催者として公認を申請することができる。公認例会の申請、運営、特典その他必要な事項については、別途定める「JBS公認例会運営規程」によるものとする。

(会員資格喪失)

### **第15条 退会**

会員は、退会申請を随時行うことができる。退会申請が11月末日までに行われた場合は、会員資格は当該会期末日をもって喪失するものとする。ただし、会員が即時の退会を希望する場合は、JBSが当該申請を受理した時点で直ちに会員資格を喪失するものとする。また、退会申請が12月1日以降に行われた場合は、翌会期分の年会費を納入した上、会員資格は翌会期末日をもって喪失するものとする。

退会に際して、既に納入した寄付金および年会費の返金を行わない。また、会期末日までに年会費が納入されない場合は、会員資格は当該会期末日をもって喪失するものとする。

### **第16条 除名**

次の各号に定める行為が確認された場合は、理事会の決議により除名することがある。過去に除名された者が会員として復帰する場合は、理事会の承認を必要とする。

- (1) JBSの名誉を傷つける行為
- (2) 会員の品位を損なう行為
- (3) 反社会的勢力との関係
- (4) 法令または公序良俗への違反
- (5) 犯罪行為への関与
- (6) その他、JBSが不適切と判断する行為

(会員情報)

### **第17条 会員情報登録**

会員は入会時、個人情報として、氏名、住所、電話番号、メールアドレスを登録し、U25会員およびU15会員については、生年月日を登録するものとする。また、登録情報に変更があった場合は、速やかにJBSに申し出るものとする。

会員の退会時において、JBSは、氏名および在籍履歴のみを保持し、その他の個人情報は破棄するものとする。ただし、公認レーティング情報、タイトル戦・大会の出場履歴および日本代表出場履歴については、退会後も保持するものとする。

### **第18条 会員情報利用**

JBSは、第17条に定める登録情報を、入会審査および会員への連絡業務（通知、案内、依頼、請求等を含む。）にのみ使用し、これら以外の目的には利用しないものとする。また、会員の公認レーティング情報、タイトル戦・大会の出場履歴および日本代表出場履歴について、公式サイトおよびJBS各種媒体等に掲載する場合がある。

会員は、タイトル戦・大会への出場、もしくは日本代表として出場する場合は、顔写真をはじめとする各種広報素材、試合の棋譜または動画の取得および利用について、あらかじめ同意するものとする。

(その他)

### **第19条 規約変更**

JBSは、会員の事前の承認を要することなく、本規約を随時変更することができる。本規約に定めのない事項については、JBSが都度判断し、会員に示すものとする。

### **附則**

本規約は、2026年4月1日から施行する。